

土佐清水市漁業就業者定住促進対策事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新規漁業就業希望者（以下「就業者」という。）が漁業に従事し、沿岸漁業の振興と地域の活性化に資するため、予算の範囲内において支援金を交付するものとし、その交付に関しては土佐清水市補助金交付規則（以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、就業者とは、市内に定住して自営等の沿岸漁船漁業等に従事することにより生計を営むことを希望する者で、次の各号の要件のすべてを満たす者をいう。

- (1) 申請の日の属する年度の4月1日現在の年齢が65歳未満の者。
- (2) 永住を前提として市内に居住し、かつ市内の漁業振興に努める者。
- (3) 高知県漁業就業支援センターが行う漁業就業支援事業及び土佐清水市担い手育成団体支援事業（担い手育成団体の規定する扶養手当を受給している者を除く）に該当する者。
- (4) 申請の日の前年度までの5年間に市税の滞納がない者。

(事業実施主体)

第3条 漁業者の確保育成を図るため、漁業就業支援事業及び担い手育成団体の長期技術研修を受ける研修生を事業実施主体とする。

(交付対象者の要件等)

第4条 この要綱において支援金対象となるのは、就業者と同居する配偶者及び子であること。
支援金交付期間は、申請の翌月から研修期間内とする。
ただし特段の事由が生じ市並びに関係機関が協議のうえ継続して支援が必要であると判断する場合には1年を限度として支援期間を延長することができる。

(支援金の額)

第5条 市長は事業実施主体に扶養家族がいる場合、次のとおり支援金を交付する。

配偶者	月額30,000円
子	月額10,000円（一人につき）

(交付の申請)

第6条 支援金の交付を受けようとする事業実施主体は、支援金交付申請書（別記様式第1号）、確約書（別記様式第2号）及び、市税等の納付状況調査のため同意書（別記様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の申請を受理し、支援金を交付すべきと認めるときは、支援金交付決定通知書（別記様式第4号）により事業実施主体に通知するものとする。

(事業の変更)

第8条 支援金の交付を受ける事業実施主体が、事業の内容を変更しようとするときは、支援金変更交付申請書(別記様式第5号)を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項を承認するときは、変更承認通知書(別記様式第6号)により事業実施主体に通知するものとする。その際、条件を付ける事ができる。

(実績報告)

第9条 事業実施主体は、事業が完了した場合は、実績報告(別記様式第7号)を補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日または補助金交付決定のあった年度の3月31日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

(支援金の返還等)

第10条 市長は、支援金の交付を受けた者が次の各号に該当するときは、支援金を返還させることができる。

- (1) 虚偽または不正な申請により、支援金の交付を受けた場合。
- (2) 漁業就業者支援事業の研修終了から2年以内に独立しなかった場合。
- (3) 担い手育成団体支援事業において、研修生が漁業就業を1年以上継続しなかったとき、また研修生の漁業就業に必要な技能を習得させることができないと判断し、担い手育成団体が研修を中止した場合(研修開始後6ヵ月以内に、審査会において研修の継続が困難であると判断し、中止した場合を除く。)及び研修終了後1年以内に自営等の漁業経営の開始又は法人等との常勤雇用契約の締結のいずれも行わなかった場合。
- (4) 漁業者として3年以上従事しなかった場合。
- (5) その他、市長が支援金を返還させることが適当と認めた場合。

2 市長は、次のいずれかに該当するときは、支援金の返還を免除することができる。

- (1) 災害その他事業実施主体の責に帰することができない理由により、就労ができなくなったとき。
- (2) その他、市長が特に必要と認めたとき。

(支援金の請求等)

第11条 支援金の交付を受けようとするときは、請求書(別記様式第8号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求を受け交付が適当と認めた場合は、当該請求書を受理した日から40日以内に支払うものとする。

3 市長が補助金の交付の目的を達成するために必要があると認められたときは、概算払いをすることができる。

(届出の義務)

第12条 支援金交付を受けた漁業者は、就業の変動又は交付対象者に変動が生じた場合、速やかに届出をしなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成20年 4月 1日から施行する。

附則

この要綱は、平成21年 4月 1日から施行する。

附則

この要綱は、平成21年 7月 1日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年 9月 1日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年 4月 1日から施行する。

附則

この要綱は、令和元年 5月 22日から施行する。